

フランス法における一般的表見理論
との関係における表見委任制度 (一)

——表見委任の法的根柢を申しむ——

Le mandat apparent dans ses rapports avec la théorie
générale de l'apparence en Droit Français

— Le fondement de la théorie du mandat apparent —

西山依子

田次

はしがゆ

(一) 一般的の表見理論 la théorie générale de l'apparence の発展

(二) 一般的の表見理論 ～ 表見委任 le mandat apparent の関係
表見理論の法的根柢 le fondement de la théorie de l'apparence

(三) la faute (費用ある過失な行為・咎過) (云上本申)

(四) la maxime : 《Error communis facit jus》 (過誤「世間共通の錯誤は権利を創造す。」)

(五) Error communis (世間共通の錯誤) から l'erreur légitime (判別な錯誤) く
あとがゆ

説 は し が き

一、本稿は、一般的表見理論の一環としてのフランスの表見代理制度を、その法的根拠を中心に考察したものである。論
 フランスの表見代理に関しては、すでに、浜上則雄教授の論説⁽¹⁾がある。同教授は、主に M. Jacques Léauté と P.
 Lescot の論文⁽²⁾を基にしてフランスの表見代理理論を開拓され、「フランスの判例および通説は、……表見本人の責任
 を、不法行為責任の一つの場合と考へ……表見代理を、一三八一一条の一般的不法行為と使用者責任との二つの立場か
 ら規律することによって、理論的にも実際的にも大体妥当な結果がえられているようと思われる」と述べておられる。
 そして、結論として、「この不法行為説は、わが国の表見代理の解釈理論として、理論的な面でも実際的な面でも、
 また歴史的な事情からも、その正当性をもつものと思われる」⁽⁴⁾と述べておられる。そして、歴史的な事情として、民
 法起草委員の一人であった「梅博士が、その『民法要義』卷一總則篇一四三頁で、一〇九条に関して……述べられて
 いることをみれば、条文をフランスの表見代理の理論に従つて解釈し、民法一〇九条の表見代理は本人の不法行為責
 任であり、損害賠償の方法として履行責任を特別負わしているものであると理解されていだと解するのが妥当である
 と思われる。……一〇一条は、フランス民法一九九八条に由来するものであり、フランスの表見代理の理論に流れを
 流むものといえる（乾教授はドイツ旧商法四三条の影響を受けていいるものごとく思われるといわれるが（私法二六号
 七更）私には参照の程度と考えられる）。最後に一一二条の代理権消滅後の表見代理については、諸外国にもその例が
 たいへん多いが、フランス民法一〇〇五条、一〇〇八条が参考されたことは疑問の余地がない⁽⁵⁾とされている。そし
 て、「わが民法の表見代理の理論は從来一一〇条の規定を中心にして形成せられてきたといつても過言でないが、こ

の一〇条の規定の立法に決定的影響を与えたフランスの表見代理の理論に、これまで全くといってよい程考慮がはらわれなかつたことは、ドイツ法学に大きく傾斜したわが国のこれまでの代理理論の一般的傾向の一つといえるにしても、あまりにも奇異な感じがする。⁽⁶⁾」と言つておられる。

ところで、同教授の言われるよう、フランスの表見代理の理論が、日本の表見代理規定の立法に少なからず影響を与えたとしても、それによつて、ただちに、フランスの法理論の我が国への直輸入が正当化されるものとは思われない。フランスにおいて、そのような法理論が成立するに至つた事情ないし背景を考察することなしに、ただできあがつた理論だけを取り入れることは、非常に危険なことだと思われるからである。

確かに、同教授が述べておられるように、フランスの多くの判例、学説は、かつて、表見代理をフランス民法典一三八二条の一般的不法行為と同一三八四条五項の使用者責任に基礎付けようとした。しかし、一九六一年一一月一三日の破壊院民事連合部判決が、「表見委任者は、非難され得る une faute が無くとも、受任者の権限の範囲についての第三者の信頼が正当であるならば、表見委任を根拠に拘束され得る。」と判決して以来、浜上教授の反対意見にもかかわらず、従来の判例は変更されたのであり、もはや、表見代理は、判例、学説上、不法行為責任に基礎付けされなくなつたのである。それとも、表見代理を含めて一般的表見理論が不法行為責任に基礎付けされたのは理論的、実際的、また歴史的妥当性からではなく、それは法律の条文に規定されていない新たな取引上の問題を解決するにおいて、その解決を正当化するための根拠付けにすぎなかつたからである。この点に関して、Jean-Ch. Laurent は次のように述べている。「法律を適用する職務にあり、法律を遵守する義務を負つた裁判所が、それにもかかわらず、法律と関係なしに、又しばしば法律に反して判決するように導かれ、にもかかわらずとにかく、憲法上あるいは

政治上重大な批判を撲き起していない。現代社会の分析は、実際、一方において、絶えず増大する安全性の要求、他方において、人が契約の相手方を正確に調べるのに出くわすいや増す困難を、裁判所に鮮明に示した。全ての判決の基礎にあるこれらの目的観念から出発しながら、裁判所は、全くその判決の眞の判決理由と無関係のままであるが、それにもかかわらず、その判決を法律の条文に結びつけるのを可能ならしめるところの非常に狡猾な技巧によつて、それらの目的観念に仮面をつけ、よつてそれらの目的観念を実効あらしめたのである。⁽⁹⁾」と。そこで、「これらの方法によつては満足な解決が得られなくなつたとき、裁判所は、ローマ法あるいは(フランス)旧法から我々に伝わつた法諺 maximes や法規 brocards を訴えるといふ他の方法を用いたのである。⁽¹⁰⁾」そこには、法制定機関でない裁判官は何らかの法に基いて裁判しなければならないといふ、モンテスキュー Montesquieu (1689～1755) 以来の三権分立思想⁽¹¹⁾、および、フランス革命を経験し、世界三大法典の一つであるナポレオン法典を有すフランス国民の間における法の重さと、うような、フランス国特有の思想的・社会的背景があると思われる。

II、いずれにしても、浜上教授が前掲の「表見代理不法行為説」を出されて以来、十数年経過した。その間にフランスでは新しい判例が次々と出た。それらをふまえた上で、もう一度フランス表見代理法を見直してみる必要があると思われる。その場合、本論で詳述するように M. Jacques Léauté の反対意見もあるが、一般的表見理論の一環として発展したと解される表見代理を、それだけ取り出して論じることはフランスの一般の大勢にも反することになるので、一般的表見理論とのかかわり合いの中で、表見代理法の発展を考察した。そして、本稿では、先ず、フランスの諸学者が分析、総合したものをできるだけ客観的に考察し、それに基いて理論を展開して行つた。無数に存在する判例の具体的検討は、資料の形で別の稿で紹介することにした。従つて、それも参照していただければ幸いである。

フランス法における一般的表見理論との関係における表見委任制度(一)

- (1) 沢上順雄・「表見代理(不法行為説)」・阪大法学・五九巻六〇号・一九六六年・六六頁二〇。なお、私法・一一九号・四二四頁
ト参照。
- (2) M. Jacques Léauté, Le mandat apparent dans ses rapports avec la théorie générale de l'apparence, Revue trim. dr. civil, 1947, p. 288; P. Lescot, Le mandat apparent, J. C. P., 1964, 1826.
- (3) 沢上・前掲・七五頁、七八頁。
- (4) 同・一〇四頁。
- (5) 同・六八一〇四頁。
- (6) 同・一〇四頁。
- (7) Ass. plén. civ., 13 décembre 1962, D. 1963, 277 note Calais-Auloy; J. C. P., 1963, 11, 13105, note Esmein; Rev. trim. dr. civ., 1963, 572, observ. Cormu; Rev. trim. dr. com., 1963, 333, n°5, observ. Houin.
- (8) 沢上教授は次のとおりに言われてる。「上の破棄院の判決は、実際の要求に考慮をはらいでいるのである。」
「若干の争点において賛成われて」と(Esmein, note J. C. P., 1963, 11, 13105; Houin, obs. Rev. trim. dr. com., 1963, p. 333; Calais-Auloy, note D, 1963)。しかし、この判決が現行の法律の下で法律が止むるところでは、どう問題が残る。……
実際には、……判決は、取引上の要求を無視したところ非難から逃れたために、若干表見代理の理論は無理を強いられ、実際の立法的解決によるぐあものを敢えてなぞりしてしまるものであるとの理解が当を得てゐるものと思われる。(P. Lescot, op. cit., n°19)。……立法的な解決をすることが、破棄院の権限に属しないので、破棄院は少くとも第二者の代理権の存在に付いての懸念が正当なものであるときには、……第三者をして、会社の代理人の権限を調査する必要を免除するところ折衷的解決をしたものと解するのが妥当である(P. Lescot, op. cit., n°19)。したがってこの判例をもつて、フランスの判例が、表見代理を不法行為とみる見解を否定したと断定するならば、『表見本人に非難されるべき「過失」がない場合にすら表見代理が成立する』という判例の表現にもかかわらず、なお早計であると思われる。また判例が一三八二条を適用してゐるのか、一三八四条五項を適用しているのか不明であることをそのような理論を正当化する(G. Cormu, Rev. trim. dr. civ., 1963, p. 573)。すなはち、使用者責任を認めたものと理解してらる。判例が表見代理を使用者責任によつて離ることを認めた。会社の「過失」は推定されるため表面に現われないからである」(澤上・前掲・九一―九二頁)但し、P. Lescot, op. cit., n°15. は、「しかし、近頃判例は思つて、切つた一大決断をした。第三者に訴訟を許すために、今度は民法典一三八二条をもつてそれに統く条文(一三八三条、一三八四条五項)にも同様に拠点を見出さるができない。破棄院は、『委任者は、彼

に非難せ得る une faute が無へしも、表見委任 un mandat apparent を根拠に拘束され得る』(Ass. plén. civ., 13 déc. 1962, *précité*) ル・ル・ル原則 le principe を確立するのとをためのわなかった。』と言つており、むつひ P. Lescot は「本判例をもって、フラン判例は表見委任を不法行為とみる見解を捨てたものと解しているのである。ただ、「しかし、表見 l'apparence も衡平 l'équité 同様、それ自身では債務の源 une source d'obligation とはないなし」と、又それがそのよつたものと承認されるのも望ましくない。……破毀院連合部は、我々からすれば、将来の(立法的)解決であるものを確立した。……」)く近く中に、本問題について立法的解決がなされることが是非必要である。』(P. Lescot, op. cit., n°18, 19.) と言つてゐるにすぎないのである。又 G. Cornu も、決して、浜上教授が()内で言われてるよう、同判例が使用者責任を認めたものとは理解しておらず、G. Cornu は次のように述べてゐるのである。「同判例が第三者に委任者の une faute を立証するにとしか免除していなければならぬ」とから、委任者の責任が、一三八四条五項に基く受任者の使用者としてではあるが、なお不法行為上のものであると主張したい気持になるだらう。……しかしながら、破毀院民事連合部は、使用者、被用者の関係を言外でさえも認めていない。(ibid) つまり、G. Cornu は、同判例が使用者責任を認めたものと理解したい気にそそられるが、判例は使用者責任を言外にもぼのめかしていない、と言つてるのである。

又、浜上教授は、次のようにも言つておられる。「一九六一年一二月一三日の民事連合部の判決について、Gérard Cornu は、外觀そのものが、債務の独立した発生原因として、第三者に対する本人の責任の根拠となりうることを示したものと理解する(Rev. trim. dr. civ. 1963, p. 572)。……G. Cornu の主張するように、外觀そのものが、表見代理の根拠となり得るであらうか。外觀そのものを債務の独立した発生原因とみる考え方とは、非常な危険なものといえるであろう。外觀は、法生活のあらゆる分野に存在するものであるからである。このような考え方とは、結局は表見代理を第三者の単なる善意保護の制度とみるとことになると思うが、それは、第三者の相手方たる代理人は、人間であることを忘れてゐるものである。代理人たる人間によつて引き起された第三者の善意を過失のない限りすべて保護することになれば、代理制度はいかに危険な制度となるかは明らかであろう。われわれの便利のために作り出された制度が、限りない危険を伴う不便な制度となつて、それを利用するものは殆んどないことになろう。このようにして、表見代理の成立には本人が過失を要するとする判例の伝統的立場は、なお遵守されているものと理解してよからう。」(浜上・前掲・九九一〇〇頁) 但し、いじやも、G. Cornu, ibid. は、決して、浜上教授が言われるように、同判決が外觀そのものが債務の独立した発生原因として本人の責任の根拠となりうることを示したものとは、理解していしない。G. Cornu は、「ここに公式に、少くとも委任については、義務の源としての表見の自律 l'autonomie de l'apparence が確認された。」つまり、表見理論は、委任者に現実の une faute がない場合

- (1) 「これは非^レune faute を保有するための技巧を無用とする利権を^レもつたのである。」(Ibid., p. 572, 573) いわゆる G. Cornu ザー表見委任が不法行為から自己独立したるが判例上確認された、いわゆるやある。
- (2) Jean-Ch. Laurent, *L'Apparence dans le problème des qualifications juridiques*, Caen, 1931, p. 10.
- (3) Ibid., p. 12.
- (4) 斎田良N・「^レトト^レ法概論」・上巻・昭和四五年・有斐閣・五三六頁以下参照。

〔一〕 一般的表見理論 la théorie générale de l'apparence の発展

「現代社会は、一九世紀初めの社会とはほどんど共通点をもたない。」^レ ナ・リケーンショノの簡易・迅速性の増大により、個人の通常の行動圏が絶えず拡大されている。おびただしい数の取引が、手紙、電報、電話で行われている。せいで、地方的であった個人の通常の活動が、今日では、国内的かつ国際的にもえなっている。又、狭い地域に踏みとどまっているても、最も重要な取引は、絶えず増大している大都市において行われる。そこにおいては、人は必然的にほとんどの人を知らない。そして、生活のリズムは促進され、それに従って、法律関係はより複雑化していく。その結果、「人はもはや疑いをもつ余暇がなく、人は信じる。信じる」とが各人の利益であり、全ての人に有益なりとなる。権利の外観 l'apparence du droit を権利となすべき暗黙の相互理解ができる。我々は全く信頼 croyance の母に生むてゐるのではなかへつか」(E. Lévy, *Preuve par titre du droit de propriété immobilière*, thèse Paris, 1896, p. 12)。

ところが、フランス私法上の諸条文は、現代とは全く別の状況のために作成された。それは、行動圏も狭く、各人相互に知り合っている人々の間の法律関係を規制するために考案された。民法典中散布された数ヶ条（債権の上

有者になされた支払に関する 111回〇条、仮装行為に関する 11111 条、委任に関する 110〇五条、11〇〇六条、11〇〇九条、動産の占有に関する 111七九条) のみが、現代の取引上の諸要求に答えることができた。⁽²⁾ 又、新たな要求を満たすため、立法者は、民法典、商法典上の数ヶ条を修正した。しかし、それらはほんの少しの手直しにすぎなかつた。

II、それで、新たな条文もないとも、取引上提出される問題の解決はどうされるべきか。明白な事實を否認して、従来通り、既存の法律を適用せねばならないのか。それに反して、その事實を避けられないものとして受け入れながら、先ず、既存の法律をゆるめ、そして、その柔軟性が限界に達したときは、既存の法律外で、更には既存の法律に反しても、衡平により en équité 裁決を下すべきか。フランスの裁判所は、そのシンシナティ直面して、大いに悩んだ後で、後者の立場⁽³⁾をとる。一定数の諸準則を作り上げた。その総合が「表見理論 la théorie de l'Apparence」を構成する。⁽⁴⁾ いよいよにして、特に表見委任の理論が発展した。

このように、表見理論は、その適用のほとんど全てにおいて、判例の自發的創作物である。裁判所は、法律の条文の中に十分な根拠をほとんどの見出さないところなく、非常に実際的な思慮分別が御かるに任せた。それ故、表見理論は、慣習法形成における判例の創造的役割の最もよき事例の一つを構成する。

(1) Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 2-4.

(2) Ibid., p. 4. V. aussi, F. Derrida, Encycl. Dalloz, Répertoire de Droit Civil, 2^e éd., 1970, v° Apparence, n°4; J. Chestion et G. Goubeaux, Traité de Droit Civil, 1977, n° 779.

(3) Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 4-5.

(4) Ibid., p. 5. 「次の二つは、数人の著者が、判例上の論解説の総合である。Ionesco, Les effets juridiques de l'apparence en droit privé, Strasbourg, 1928; Jean-Ch. Laurent, ibid.; Giraut, L'apparence, source de responsabilité, Paris,

1937; Barbier, L'apparence en droit civile et en droit fiscal, Paris, 1945.] (J. Calais-Auloy, Essai sur la notion d'apparence en droit commercial, 1961, p. 17, note 5.)

(¹⁰) J. Calais-Auloy, op. cit., p. 17, n° 3.

(¹¹) F. Derrida, op. cit., n° 15.

（1）一般的表見理論 la théorie générale de l'apparence

（1）表見委任 le mandat apparent の闡述

「一般的表見理論と表見委任の関係については、序説は一般に、後者を前者の一部門として、あることは後者を前者の一部門として捉へ、その理論を展開してゐる。むりやむ、それに反して、M. Jacques Léauté は表見委任の独立性の originalité を主張した。次に、彼の考え方を詳述しよ。

「表見委任は、……一般的表見理論に一部分関係してゐる。学者は、しばしば、表見委任を一般的表見理論の概念の他の諸適用の場合に結びつける共通の特徴を明らかにした。しかし、表見委任の独立性は、それでもなお非常に強力だと思われる。年代的にも、論理的には、この特別の表見委任制度は、一般的表見理論からは全く生じてしない。表見委任制度は、その固有の特徴をもつてゐる。それが、我々がこれまで示せつゝおもにいた。『第三者が委任の存在を感じたのが正當であった以上は、受任者の行為が委任の制限 les limites du mandat を越えていたとしても、委任者は第三者に対して義務を負わねる』と宣稱した判決 (Req., 13 février 1883, D. 84. 1. 80.) を、表見委任の理論の適用とみなすふうにとて、最初からはじめて認められた (表見委任の語句を委任の全く存在しない場合に充當する M. Demogue, Obligations, I, p. 191. の辯議には加担しない)。又、代表的な委任の外觀しか検討しないと

説
しらむ付属的なるべ。

表見委任の制度は、表見理論とは関係なしに形成された。受任者が犯したある越権行為の効果を委任者に甘受せやる考えは、先ず、総合の如何なる法律構成とも無関係に必要性 *besoins* に押されて、裁判所により採用された。破毀院は、一八四五五年になるとそのじきを非常に明瞭に宣誓してゐる (Cass. req., 22 avril 1845, S. 45. 1. 341)° 破毀院は、自身の採用した解決は、『社会のそして又一般取引の眞の利益に適合』するものであると、明確に述べてゐる。それは経験主義の跡が見える解決である。……(そして)委任者は、彼自身の追認があればともかくとして、『委任を越えて』なされたやあらうとしても、義務を負わされないと、¹民法一九九八条は、打勝ち難い障害となる上には見えない。他の諸条項が、一九九八条を退けるのを可能にする。(かくして)あるときは、令名会社社員に会社の全責任について連帶責任を負わすところの商法典一一一条が援用された (Cass. req., 22 avril 1845, précité; Cass., 22 décembre 1874, D. 75. 1. 255, a contrario; Req., 26 mai 1886, D. 87. 1. 87.)° ものとあれば、民法典一〇〇五条、一〇〇八条、一〇〇九条が適用された (Cass. req., 27 novembre 1861, D. 62. 1. 483.)° 一〇〇五条は、受任者一人に通告された委任の取消は、この取消を知らないで取引をした第三者に対抗することを得ずと規定し、一〇〇八条は一〇〇九条と合して、委任者の死亡又は委任を終らせしめるその他の事由の一つを受任者が知らないところも、善意の第三者に対して受任者がなした契約を履行することを委任者に免除しないと付加してゐる。最後に、ものとあれば、受任者の選任について委任者は責任があると確認するだけで十分であるとされた (Req., 14 juin 1847, D. 47. 1. 332, S. 48. 1. 37.)°

次に、少しずつ、変化が起つた。従来の各事件に固有の論拠も保持されたが、ものと一般的性格の新しい正当化が

それに結びついた。一八五一年に第II者の眞面目な信頼 la croyance sérieuse は論べる手段が取り入れられ、このようにして、所謂表見の觀念 la notion d'apparence の道が開けた (Cass., 7 mai 1851, D. 51. 1. 254.)。数年後の一八六〇年には、委任の外觀上の範囲にもたらされた制限を知りおれなかつた善意の第II者に対して、一判決は、委任者に委任の範囲を越えて明白に義務を負わせた (Req., 16 août 1860, D. 60. 1. 493.)。商取引の安全とそれの飛躍的發展に何よりも先づ適合した原則的解決が確立したのは、經濟的保護主義が消滅した時と奇妙にも一致した (Cobden と交渉された英仏通商條約は一八六〇年に調印された。それが經濟的自由主義の端緒となつた)。しばしば起るやうに、政治および經濟生活の突然の変化が、判例の緩慢な發展と突然に一致したのである。

その時以来、諸フラン西裁判所は、民法典1100条と1100五条を不間に付すべしといふべきだぬいわなかつた。このよつて類推法の典拠としての例へ、条文の一つからばやれぬじふじよつ (Bordeaux, 2 juin 1869, D. 70. 2. 220. Comparer avec Req., 27 novembre 1861, D. 62. 1. 483, S. 63. 1. 188.)。裁判所は、判例を如何なる拘束からも解放し、やねども半例の發展を用意した。しかし、表見的權限の觀念 la notion de pouvoirs apparents が諸判決の中にさへあらざり入れられ、徐々に表見委任の特別の理論を一般的表見理論に結びつかせるは、もゝと後になつてからやあ (Voir en particulier Dijon, 25 février 1874, S. 75. 1. 368.)。表見委任の第II段階は、その際に一般的表見理論の制度の人生の中を開花する。学者が表見委任を表見理論の單なる適用として説明しようのは、この段階を考慮してである。

學說による総合的努力は、最も多様な諸場合に同じ諸原則から着想を得た一つの解決をもたらすやうに見えん。教任状のあこあこや (Cass. civ., 30 décembre 1935, D. hebd., 1936, p. 81.)、且縛くの贈名 (Req., 13 février 1883,

D.P. 84. 1. 80; Cass., 29 décembre 1890, D.P. 91. 1. 464.) 懸念の制限条項の不十分な欠缺 (Alger, 12 mars 1901, D. 1903. 2. 45; Poitiers, 9 mai 1928, Gaz. Pal, 1928. 2. 109.) 取消 (Cass. req., 23 mai 1870, D. 72. 5. 310.) 他の事由は何である。第II者が委任の外觀を信ずる眞面目な諸理由をもつていた以上、表現理論が適用される。特に錯謬 l'erreur が委任者の過失 la faute から生じた場合は、その虚偽の委任が、あたかもそれが本物であったかの如く、その効果を生ぜしめる。特別の表現委任理論の一一般的表現概念への集合はまことにしたが、先驗的にはその集合は完全にわれたまゝに見える。

しかもかわいが、西洋の判例をもとに正確に検討するならば、本来の独立性の跡が全て消えてしまつたわけではないといふが証明される。ある判決は一般的表現理論からはずれてゐる。……それらの判決は、民法典一九九八条に衝突するよりは誤解されるにむづかる。同條によつて自らを正当化してゐる。それらの判決は、本件においては受任者の行為が、委任を『越えて』こなかつたのである。委任の範囲内で過失の基礎となつたことを認めないと確認してゐる (Req., 20 janvier 1880, D. 80. 1. 253, S. 80. 1. 412; Civ., 4 décembre 1899, D. 1900. 1. 14, S. 1900. 1. 311; voir note Thaller sous Req., 5 novembre 1900, D. 1902. 1. 5.) やれいの判決は、表現理論を作用させ、越権 l'excès de pouvoir による表現理論に訴える必要のない職権濫用 l'abus de pouvoir と暗に区別した。他の判決は、委任消滅後にあつては当然の範囲を越えて委任者を拘束するため、過失な伝記がなかつたことを根拠としている。やれいの判決は、平例が示したふたつの一般的諸原則ではなく、例えば一八六七年七月一日の法律五六条とそれ以降を適用してくる (Civ., 2 mars 1897, D. 98. 1. 57. それは表現 l'apparence の範囲を認めてゐる)。第II者が現実の状況を知つてゐなければ問題ではある。Rouen, 30 janvier 1895, ibid.; Req., 5 février 1902, D.P. 1904. 1. 115; Civ., 24

juillet 1919, D.P. 1923. 1. 112.)^o 実際のものでは、抗弁不可能 une inopposabilité やね
り、表見 l'apparence ではない。最後に、ある判決は、制限責任会社に関する 1911 年 11 月 7 日の法律 1 国条に詮
えてくる（それは表見 l'apparence の通常の適用に関するもの）。即ち、『専務取締役は評議員の許可なしに信用貸
をしておいたのはならぬ。かかる款項の條項を、(第三者)が知つておいたことは問題でない』 Trib. comm. Seine, 12
janvier 1928, D. 1928. 2. 193, note Pic.^o

「われい特別の詮事例を無視して、所謂表見概念の諸適用にしか目を注がない」といふ、表見委任の制度の独立性は
消えないだろう。確かに、総合的表見理論は、特別の表見委任の理論に深くしみ込んだ。われい 11 の場合において、
裁判所の主たる関心事は第三者を保護するにとどめ、一般的表見理論により義務を負わせられる人の利益と同様に、
委任者の利益を次位に追いやられ、その上級性にわれい。しかし、表見委任はその固有の特徴を持つ。表見委
任は、表見住所 le domicile apparent の理謬とは反対に、擬制 des fictions やはなへ人 des personnes を作用させ
(Gény, Science et technique, p. 365; Josserand, Cours de droit civil positif, 3^e édit., t. 1, p. 158.)^o 表見委任は、
例えば所有権者、相続人、後見人のような一人の人が人を誤らす外觀 une apparence trompeuse を帶びてゐる。
事実に根拠を置く一般的表見理論の大部分の適用の場合に反して、委任者の外觀と受任者の外觀とくらべて、
その外觀に基づく。表見委任は、一般的表見理論の他の適用の場合より複雑である。特に、われいの表見的肩
書の各々が、明示的委任 un mandat express、口頭の委任 un mandat verbal、默示的委任 un mandat tacite の
それに関するかに従つて、様々な側面を帯びるが故に、そうである。それが唯一の一般的表見理論の占める中に保存
されるべきである、不明瞭にしてくる。……表見委任の理論は、最も完全な孤立と全面的な従属の間に介在する一定の

説

一律 une certaine autonomie をもとに認めると、⁽⁴⁾「条件においては、取引に理解せられないと我々は確信するだらば。」

論

「ルベド」判例は、取引における安全性の要求 les besoins de sécurité を満たすべき他の如何なる手段も発見しない場合にだけ、表見理論に訴えていた。この意味で、表見受任者が被用者 un préposé であるときは、破毀院は、一般的に受任者の資格よりも被用者の資格を強調する。破毀院は「Mは……受任者であつばかりでなく、何よりも被用者である」(Crim., 19 janvier 1901, S. 1901. 1. 402.) が明確に述べてある。破毀院は、被用者の資格を重視したものである。そこで、破毀院は表見受任者の資格を重視した。(Paris, 11 janvier 1928, D. hebd., 1928, p. 279; Civ., 15 février 1926, D. hebd., 1927, p. 50; Req., 14 janvier 1920, S. 1920. 1. 272; Req., 21 mars 1910, D. 1912. 1. 281; Req., 14 juin 1875, S. 75. 1. 368.) 表見委任の理論は補助的役割しかもたないからだ。表見委任の理論は使用者責任の理論 la théorie de la responsabilité du commettant のような堅固な基礎をもたない。それは 1118 四条五項のよくな明確な条文に根拠を置かない。それは法律の明白かつ一般的な如何なる条項によつても承認せられてゐる。」「しかし」Léauté は曰く。「委任の特別の場合に適用せねば、この表見の觀念 cette notion de l'apparence は、それにもかかわらずそれを特色付けるもの一つであり、かつ默示的委任、事務管理、使用者責任のよ平等に隣接した制度から表見委任を明白に別つのを不可能にやるといふのその補助的性格を、なくしてはならぬ。学者は、しきしき一般的的表見理論の補助的役割を主張した。特に、一般的的表見理論は方策尽きて利用される間に合わせの手段でしかなるべきわねだ。ルベド、委任の独立性の一つは、表見の觀念が委任においてはわき役を演じるのを断つることであ

(7) る」と。

そこで、表見委任の理論の根拠について、Léauté は「一般的の表見理論から引出される説明は如何なるものも表見委任を完全には正当化しない」とし、「それ故に他の説明を発見する必要がある」とし、「表見委任の理論に固有の根拠」として「他人のための不法行為責任 responsabilité délictuelle pour autrui」を提示した。⁽⁸⁾ 即ち、「受任者は必ずしも被用者ではない。それに反して、現代の学説はこの二つの資格の解離の可能性を力説する。表見受任者が委任者から独立し過ぎているため民法典一三八四条五項に準拠することができないことがある。……(そこで)我々は、表見委任者の責任は使用者の責任ではないが、それでもなお広義にて他人のための不法行為責任の一形式であることを示す積りだ」。⁽⁹⁾ そして、「他人のための責任の原則により表見委任者の責任をこのように説明するのは、判例がこの点について一般に与える説明ではない。しかし、他人のための責任の原則による説明は、それが導く結果により多くの判決と一致する」⁽¹⁰⁾ ということである。

II ところで、表見委任制度の独自性についての以上のような Léauté の強力な主張にもかかわらず、判例、学説上、表見委任は一般的表見理論の一環として発展しているようである。彼の言う初期の頃の表見委任の所謂独自性に関しても、それは表見委任のみに言えることではなく、一般的表見理論を構成する他の諸制度に関しても言えることなのであり、それら諸制度が寄り集つて、一つの表見理論を形成して行つたと言えるのではなかろうか。又、確かに、Léauté の言うように、表見委任制度の独自性を認め、その理論的根拠として、他人のための不法行為責任を考えるのも一理あるが、しかし、そのために、彼自身最初に断つているように、表見委任を権限越の場合に限定せざるを得なかつた所に、彼の理論の限界があつたように思われる。

- (1) フランスの表見委任は、日本の表見代理に相当する。フランスでは、表見代理の用語の代りに表見委任の用語を使用するところが定着しているようだが、それは、「フランス民法典は代理の一般理論を立てなかつた。ローマの伝統に忠実なフランス民法典は、祭任 *le mandat* と事務管理 *la gestion d'affaires* について規定するだけだ」(西田・「フランス法に於ける代理」・大阪経済法科大学法学論集第一号・一九七七年・111頁) といふ事情によるものと言えよう。ところで、本稿でも、表見代理の用語の代りに表見委任の用語を使用するところによつてある。しかし、その意味するものは所謂表見代理である。
- (2) 例えば、F. Derrida は次のようく述べてゐる。「表見理論は、近年著しく拡大して、広大な領域を有す。増大する判例は、法のあらゆる分野において、表見理論に訴えてゐる。民法上、その適用は特に多い。表見 *l'apparence* は、一定の法定条件を満たさずして作成された証書 *actes* の有効性を確保する。……同じく表見 *l'apparence* は、人事法 *le droit des personnes* において、諸法律効果を生ぜしめる。……財産法 *le droit des biens* において、表見所有権 *la propriété apparente* の適用はおひただしい。裁判所は、無権限でなされた譲渡行為を表見所有権に基いて有効とし、あることは表見所有権を責任の源 *une source de responsabilité* としている。判例が表見相続人がなした行為を有効と認めた重要な諸解決を、表見所有権に結びつけねばならない。契約法・債権法 *le droit des contrats et des obligations* において、表見理論は、委任(民法典)100五条、1100八条、1100九条)において適用され、無効 *nullité* によってその一定の効果を弱め、支払 *paiement* (民法典)1110(条)に亘り、又表見被用者 *le préposé apparent* のための民事責任についても、適用される。……表見理論がその最もおひただしい適用を受けるのは、勿論、取引に固有の信頼 *crédit* と迅速 *rapidité* の要求に答える規律としての商法におけるのである。……」(F. Derrida, op. cit., n° 8 et s.)
- (3) 例えば、J. Calais-Auloy は次のようく述べてゐる。「取引生活上の常によつて、そつと差し迫つた要求が、一九世紀と110世紀の間に、その古典的意味における表見理論の開花を誘発した。法的活動を盛んにするため、判例は、数多くの場合に外観 *l'apparence* を假想 *la réalité* より重視する所をいためにわななかつた。」のようにして、特に、表見委任の理論 *la théorie du mandat apparent* と同様に事実上の会社の理論 *la théorie des sociétés de fait* が発展した。……」(J. Calais-Auloy, op. cit., p. 17, n° 3.)
- (4) M. Jacques Léauté, op. cit., p. 289-292.
- (5) F. Derrida, op. cit., n° 16.
- (6) M. Jacques Léauté, op. cit., p. 304.
- (7) Ibid., p. 294-295.

- (8) 「多くの学者は、一般的表見理論を民法典一三八二条と一三八三一条に基礎付けた。……一部の学説と判例は、表見委任者の責務を正当化するため」、(九)の説明を使つた。……(しかし)その説明は判例の重要な部分を説明しない。多数の(他の)判決が、その理論の適用に必要不可欠の条件としての委任者に帰すべき une faute の存在を考慮していなか。……(同じく)人は、自分に如何なる faute も指摘されないなら、自分自身不法行為 un délit あるとは準不法行為 un quasi-délit の責任があるとはみなされない。(そこで)多数の他の判決は、民法典一三八四条五項に訴え、もさや一三八二条、一三八三一条によつては自らを正当化しなかつた。それ故、他人のための責任 la responsabilité pour autrui と離れて、自身の責任 la responsabilité personnelle の領域内に閉じ込められた説明は、部分的な説明でしかあり得ない。……(そこで)表見 apparence の觀念の各種の適用の研究に関して設定された他の諸理論により、表見委任の制度を説明することを考え、動的休制 sécurité dynamique¹ 一般的利益 intérêt général、公の秩序 ordre publice からいつまでも諸根拠に訴えることとも考え得るが、それは表見委任制度の固有の基礎を個別化しない。大部分の他の制度が、又一般的利益の要求に答へるからだ。又危險理論 la théorie du risque……仮装行為 la simulation……事務管理 la gestion d'affaires……善意 la bonne foi (等々に詰れる)誠意(「ものねが」)全て表見委任の理論を他の表見概念の適用と同一視するに根拠を置いている故、得る所が少なう。(Ibid., p. 300~303.)
- (9) Ibid., p. 303~307.
- (10) Ibid., p. 304.
- (11) Ibid., p. 306.

III 表見理論の法的根拠 le fondement de la théorie de l'apparence

(A) la faute (過失ある違法な行為・容態)

1、表見理論は次のような言葉で言い表され得る。「現実に反して、いかにかわいが、眞の状態であるよう外的ある特徴を示す法律状態による點でされた人がなした行為は、全く正常の状態にその基礎を有す行為と區別するに取扱

われ、又対抗し得る」かように取得あるいは授与された権利あるいは資格は、即刻強化され、万人に対しても完全な効果を生ぜしめる。そして真正権利者には、表見権利者に対する「ある」は支払不能の結果になるかもしない求償権があるのみである。⁽¹⁾ かくして、人を誤らすのが当然である権利の外觀 l'apparence raisonnable du droit は、第三者との関係において、権利そのものと同じ効果を生ぜしめる。

しかし、そのように解決することは、間違いなく人の意表をつくことにならう。即ち、そのような解決はより基礎の固い諸原則に反する。先ず、それは合意の自由 la liberté du consentement (民法典一三三四条) と契約の相対的効力 l'effet relatif des conventions (民法典一六五条) に反する。即ち、真正権利者は、自分が合意しなかった取引を守るべき、自分と無関係な契約から生じた債務を履行せねばならぬ。次に、そのような解決は、人は自分自身が所有するより以上の権利を譲渡することができないと、⁽²⁾ 準則 (nemo dat quod non habet; nemo plus juris ad alium transferre potest quam ipse habet) に明白に矛盾するように見える。他人の物の売買が無効である (民法典一五九九条) ⁽³⁾ いわば、表見権利者が他人の権利を善意の第三者に譲渡するのである。最後に、そのような解決は、無効なものには効果を生ぜしめ得ないときに、有効性の本質的要素を欠く行為を存続させるのを許してくる。結局、表見理論は、法的論理により立てられた諸準則に反して、法 le droit に対して事実 le fait に輝かしい勝利を認めたものである。表見理論の発展を導いたものは、法の事実に対する一定の屈服である。法的論理に従った解決が、事実状態に乗じて退けられる。法に反する事物の状態が直接権利の源となり得る。⁽⁴⁾ そりや、一定の学者は、どんな場合にも表見理論に最少の法律効果をも生ぜしめる」とを拒んだ (Laurent, Principes de droit civil, t. 13, n° 281 et s.; t. 16, n° 499)。又、民法典改正委員会 la commission de réforme du code civil も、表見理論が一般原則として一条文に表

示わるに」と認めなかつた (V. Trav., t. 6, 1950-1951, p. 15 et 19).⁽¹⁹⁾

しかし、異論の余地なく力あるこれらは異議にもかかねない。表見理論は許容されねばならない。何となれば、社会的必要性により、公序、公益という強力な理由により、表見理論は強く求めらるから (Pilon, rapport au D.P. 1935. 1. 97.)。法的取引の安全、ともかく活動を駆立てる安全即ち動的の安全 la sécurité dynamique は、表見理論に依存している (V. René Demogue, op. cit., p. 63 et s.).⁽²⁰⁾ 人や財の正確な法的状態を知ることと、外的状態が現実の状態に実際合致しているかどうかを知ることは、不可能でないにしてもしばしば困難である。表見的状態に基いてなされた行為が取消されるならば、人は何時もある表見的状態が現実に合致していないのではないかと恐れ、この恐れが法的活動を麻痺さすか、あるいは少くとも著しく活動を阻害するだらう。そうすれば真正権利者自身がその結果を蒙るだらう。何となれば人はもはや可能なかぎりあらゆる警戒をするとなしには彼とあえて取引しないだらうし、取引の簡易・迅速性はもはや空言にすぎなくなるだらうから。⁽²¹⁾

結局、人は自分の所有する以上の権利を譲渡し得ると主張するのは不合理であるとしても、法律(あるいは慣習法)が権利者の所有する以上の権利を権利承継人に与えることは何ものも禁じない。⁽²²⁾ 目に見える現実に基いた誤った信頼が法的真実にまさるときちゃんと定めるとき、黙説法 des réticences が現れるることは納得できる。政策上立法者ががしばしばこの解決策を取ることは特別の異議を捲き起さない。条文といつものは何時も法原則の例外を予測するものだ。しかし、法律が沈黙している場合にも、それを許容するのは、余りにも大胆不敵であるように見える。それは法規そのものの権威を損ねはしないか。このようにして、当然のことながら、立法規定の中に表見理論の支点が挿されたのである。⁽²³⁾

II' ある学者は、表見権利者は真正権利者を代理した (V. Demolombe, t. 2, *Traité de l'absence*, n° 250 et s.)'

ある者は少くとも真正権利者の事務管理をした (V. Carbonnier, note sous Angers, 14 avr. 1948, D. 1948, 462) を論証した。他の学者は、仮装行為に関する民法典 11111 条に表見理論を根拠付けることを提案した (V. Jonesco, Les effets juridiques de l'apparence, 1927, p. 120.)。

しかし、十分に柔軟な一般原則は、民法典 11111 条により確立された *faute* に関する民事責任の原則 le principe de la responsabilité civile であった。かくして、最大部分の学説と非常に多数の判決は長い間、自分の権利の行使をなめらかにしたりあるいは人を譲らせる外観を作るににおいて真正権利者が犯したであらうといふ une *faute* に表見 l'apparence を基礎付けようとした。⁽¹²⁾ いの *faute* の結果として真正権利者は善意の第三者に対して自身の個人的責任を招き、そして、この第三者が蒙った損害を補償する最も良い方法は、第三者と表見所有者との間でなされた行為を存続せしむりである。⁽¹³⁾ しかし、いの *faute* は不法行為に関するものでしかあり得ない。何となれば、契約責任の発生に本質的な要件である被害者と損害惹起者との間の有効な契約の存在が満たされていないから。それ故に、民法典 11111 条と 11111 条に基く責任に関すると云われた。⁽¹⁴⁾

いのようにして、表見理論の分析の中に、真正権利者の挙動 la comportement による新規の要素が入り込んだ。⁽¹⁵⁾ の要素は最も重要なものとねえなり、外観 l'apparence はもはや la *faute* の証明に参加する一断片にすぎなかつた。表見的権利 droits apparents はそれ自体において考慮せねばとはなく、それは単に効果を判断する裁判官により自由に決定される補償の限定条項にすぎなかつた。⁽¹⁶⁾ いのようして、*faute* の概念は表見 l'apparence に関するある種類の判決において指導動因 un leitmotiv となつた。

II¹ ルルベー 譲讓 la négligence' 無照顧 l'imprudence' おこしや第II者を誘導に誘導する故意 la volonté délibérée は、その張本人の責任を招へる上に des fautes ⁽¹⁹⁾ である。しかし、実際上、民事上の la faute が、はいから捉え得る輪廓をもたない捉えどりへのない觀念であり、人が批判し得ない態度はほとんどのではほとんどこの状態に適用される觀念である。換言すれば、民事上の faute の觀念は非常に柔軟性に富んでゐるや、必要ならば大部分の法的解決をそれから流出せんとするかであるだけ。H. et L. Mazeaud (Traité théorique et pratique de responsabilité civile, I, n° 15. 2.—H. Mazeaud, L'«Absorption» des règles juridiques par le principe de la responsabilité, DH. 35. Chr. 5.) は民事責任の上の侵略有傾向を指摘した。先件の義務——人を謹いす外觀を作り出さない義務——を想定し、次いでその義務違反からの責任の根源たる une faute を「お出で」とは容易なことだ。⁽²⁰⁾ 又、la faute が道理上明らかに存在しておらず、あることを la faute が非常に軽いので、その制裁は道徳上不均等であるなどがある。IIのやうな仮定においては、faute の觀念はもはやIIのやうな術策なしには強い得ないだらう判決を合法化するためには明瞭である。

IIのようにして、条文による理論を適用するのを嫌う判例はI III八二一条の堅固な基礎に基くのをむしろ好んだのが、そうしながら、判例は faute の觀念を完全に変質させてしまつたのである。全く口先だけの満足のために、判例は、確かに faute でない行為又は不行為を、そのよつたものだと称すことをためらわなかつた。しかし、人は、自分の faute を何ら捨て出されないならば、不法行為あるいは準不法行為のとがを自分自身で受けるものとはみなわれないと考へられてくる。そこで、表見委任に関する場合は、多くの他の判決は、民法典I III八四条五項に訴え、もはやI III八二一条およびI III八二三条によつては自らを正当化しなかつた。⁽²¹⁾ I III八四条五項は日本民法七五条に相当

説

(23)

するものである。本条項による使用者の責任の基礎については説がわかっているが、免責条項である一三八四条七項には使用者が含まれていない故に、使用者は *faute* の不存在を立証して責任を免れることができない。換言すれば、使用者は自身に *faute* が存在しない場合にも本条項による責任を負わされるのである。⁽²⁴⁾

論

そのような解決は、不忠な代理人が表見受任者と被用者の二つの資格を兼任していくときには理解されるのだが、そのような事例は実際上現れる。例えば、銀行に雇われている者、保険会社で働く者は、彼等を雇った企業の被用者 *préposés* やよび企業の名において法律行為をなす資格を与えたされた受任者 *mandataires* の二つの側面において、考察され得る。従つて、彼等と取引した人は、彼等が表見受任者でしかなかったとしても、勿論、彼がその受任者といわれる人達がその権限を踰越していることを知らないのももともとあつたことを条件としてではあるが、委任者自身の *la faute* の立証を免除する民法典一二八四条五項に、その委任者に対する訴訟を基礎付ける利益を有する。⁽²⁵⁾ そして、一見少し意外ではあるが、この資格の一重性は、判例上しばしば起つているのである。この一重性は、裁判所が使用者責任を非常に広く解釈する事実により説明される。被用者が正常な職務の範囲を逸脱していふことを第三者が知らなかつた以上、その被用者により、その職務の正當な執行において dans l'exercice normal de ses fonctions 引き起された損害ばかりでなく、その職務に際してあるいはおかげで à l'occasion ou grâce à ses fonctions に起された損害についても、裁判所は使用者に責任を負わしめてゐる。かくの如くはして、権利の主体が、あいかねいか、被用者のままでありながら、使用者の実際上の受任者であることを止めることがしばしばある。ある判決は、「Xは、委任を越えたが、……職務執行において行為した」と宣斷してゐる (Req., 21 mars 1910, S. 1913. 1. 297, note Naquet.)。」⁽²⁶⁾ ように、表見受任者が被用者であるとき、破毀院は、一般に、受任者の資格よりも被用者の資格を強

フランス法における一般的表見理論との関係における表見委任制度(一)

調べる。破駁院は、「Mは、……単に受任者であるばかりでなく、更に又何よりも被用者であった」(Crim., 19 janvier 1901, S. 1901. 1. 402.) と明確に述べてゐる。しかし、下級審は、必ずしも同じようには判断しない。下級審は、「⁽²⁷⁾ されば、被用者の表見受任者としての資格を重視する必要性を考える。

それに、被用者の資格は、彼と使用者との間の従属関係を前提としているので、非常にしばしば、受任者が被用者でないことがあるだらう。代理人は、必ずしも本人に従属していないし、必ずしも本人の監督下に行動しない。⁽²⁸⁾ 近代の学説は、この二つの資格の解離の可能性を強調する。表見受任者が余りに委任者から独立していふのや、二三八四条五項に準拠するなどができることがある。

- (1) Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 5-6.
- (2) René Demogue, *Les notions fondamentales du droit privé*, 1911, p. 68.
- (3) F. Derrida, op. cit., n° 2.
- (4) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 655-656.
- (5) F. Derrida, ibid.
- (6) Ibid., n° 3.
- (7) Ibid.
- (8) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 663. V. aussi Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 9-10.
- (9) V. F. Derrida, op. cit., nos 17 et s.; J. Calais-Auloy, op. cit., p. 19 et s.; M. Jacques Léauté, op. cit., p. 302-303.
- (10) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 663. 此法典二三八四条は次のやうに規定してゐる。「他人に損害を惹起せしむる人の行為は如何なる行為かを問はず、それが生じたる原因たる la faute ある者を以て、その損害を賠償すべき義務を負わしむ。」(統一法二三八四条によれば、「各人は、その行為 fait のみなみやその懈怠 négligence もしくは無思慮 imprudence による生じしめたる損害につき責任を負へ。」)

フランス法における一般的表見理論との関係における表見委任制度 (†)

(22) J. Calais-Auloy, op. cit., p. 59.

(23) Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 11. V. aussi, P. Esmein, note sous Cass. plén. civ., 13 décembre 1962, J.C.P. 1963, II 13105. 「「假の罪状」^{リヤウジ} faute の觀念は據てたまへれど社つて、ださう。Req., 21 mars 1910 (S. 13. 1. 297, note Naquet).

— Req., 4 et 11 mai 1936 (RTD Civ., 36, 873, obs. Demogue).」 (J. Calais-Auloy, op. cit., p. 59, note 5.)

(24) J. Calais-Auloy, op. cit., p. 23.

(25) M. Jacques Léauté, op. cit., p. 302. V. aussi P. Lescot, op. cit., n° 14; J. Calais-Auloy, note sous Cass. plén. civ., 13 décembre 1962, D. 1963, 278; P. Esmein, ibid. 「「假の罪状」^{リヤウジ} 誤謬の據てたまへれど社つて、ださう。」川べ四條田原と
撫櫻女文^{リヤウジ} Nancy, 25 février 1890, D. 90. 2. 347; Paris, 25 mars 1892, D. 92. 2. 263; Civ., 15 décembre 1926,
D. hebdo., 1927, p. 50; Cass., 23 octobre 1905, D. P. 1906. 1. 16, S. 1907. 1. 88.」 (M. Jacques Léauté, op. cit., p. 299, note 3.)

(26) 「其人 les maîtres ももれ使用人 les commettants は、^{アシ}の如き domestiques ももれ被用者 préposés が傭ひたる業務
に於いて出立しめたる誤謬にてお責に付す。」 (111) (四條五項)

(27) (一九二七年四月十四日) 「詛頃の責任は、父おもねお母おもねお子おもねお口匠が、^{アシ}の責任を生立し得る行為を防止し得ぐから^{アシ}の
如きいわゆる詛頃の責任である。」 (111) (四條七項)

(28) 「古典的理論の支持者は、使用者の責任を、第二者のための責任の他の詛頃を説明するに回りこむへば、實に仕事ぐれや被用者
の faute によるへて説明する。使用者は、被用者の選任によつて une faute にやがて 誤謬として une faute にやがて 由來
する faute を犯したが故に責任を負つ。使用者責任による特殊な点は、^{アシ}の faute が推定やおもふくらむのである。
……」 (26) (四條) の誤謬は、^{アシ}の異議に曳かれた (Cpr. Flour, Les rapports de la responsabilité du fait des choses et
de la responsabilité du fait d'autrui, Rev. crit. lég. et juris., 1935, p. 32 et s.; Rodière, La responsabilité civile, n°
1464, 1465.)。使用者の faute が本筋に彼の責任の根柢であつた^{アシ}の、^{アシ}は使用人は faute の存在を立証するに
を許されないのが、^{アシ}ハント使用者は必然的に責に付かねるが、^{アシ}はいふれば既に説明するのか。せんじ察えられな^{アシ}。
やれでは、民法典起草者は、使用者責任の領域においては faute の觀念を否定して、利益に根柢を置く責任を設定した
と認める^{アシ}が、危険理論の支持者はそれを肯定する。……やつて faute の觀念の支持者の中にも弱くないやうを得ない
と考える者が沢山いる。…… Plantier は、faute の支持者中でも最も熱心であったにちがわいが、完全に逃げ出しても
いる。彼は次のよつて書こう。『望』の觀念が、現代の判例に十分な基礎を与えた得るよう見える。それは企業の觀念

である。……もうけるために、人は個人的力を越えた仕事を荷なう。……人は多かれ少なかれ多くの労働者ないしは補助者を使用する。全利益は彼のためにあるのだから、全危険も彼にあるのが、やはり正当であるように見える。……かよう理解される責任は、もはや企業家たる雇主の個人的 une faute の推定に根拠を置いていない。従つて、それは、faute の不存在の立証があつても、その責任が消えない理由を説明する。即ち危険を負担する者には如何なる容赦もあり得ない。何故なら彼が責任を負うのは faute があつたためではないから。……それ故、次のような一定の決定的原則が存在する。即ち、金銭上の利益を得るべくある事業を企てる者は、不可避的引替物として、その事業が他人に引き起し得る不当な損害の危険を必然的に引き受ける。その人が一人で事業をするなら、この原則は全く明白だ。その事業を行つて利を圖る人が、そのために自分の命令下に他人を使用するなら、道理によりその公平さが論証されるところの拡張が、その原則になされる。……利益と危険の牽連性の法則と呼び得るこの原則こそは、実際上、本源的法則であり、この原則こそ、第三者の行為による実際上の責任についての唯一の基礎である。(Planiol, *Etudes sur la responsabilité civile, Rev. crit. legis. et juris*, 1909.) ……(しかし) 第三者の行為による責任に関する他の領域における同様、使用者責任の領域における、利益と危険の牽連性の理論は、斥けられるべきである (Cpr. Flour, op. cit., p. 39 et s.; Rodière, op. cit., n° 1468 à 1471)。……先ず、使用者の責任が、彼が被用者の活動から引き出す利益に基くとするなり、被用者が少しだも個人的な une faute を犯すや否や、その使用者の責任は論理的に停止することになる。他方、危険理論は、使用者といふものは人を自分の経済的支配下に置く者であると、決定するよう人を導くだろう。……判例が採用する基準はそのようなものでない。判例は、命令を与える権利に基づく付ける。……最後に、人が他人に自分の被用者の労務を貸すとき、二人共この被用者により利益を得る。それ故、彼等は二人共責に任すべきは無である。ところが、何時も、一人だけ責任があると認められてきた。……それ故、使用者責任は、彼が危険を作り出した、彼が被用者から利益を得たという観念にも、基礎付けられな。

Négligé, MM. Henri et Léon Mazeaud は、第三番目の理論に参加する (V. également H., L. et J. Mazeaud, *Leçons de droit civil*, t. II, 2^e édit., n° 433)。使用者責任の独自性を成すものは、被用者が une faute を犯した以上、使用者はその責任を免れ得ないということである。その結果、使用者が責任を負うのは、自分の faute についてではなく、被用者のそれについてだと結論せざるを得ない。使用者は、全く『他人のために責任を負う』のである。しかし、何故彼はそのような責任を負うのか。……被用者の労務に頼る者は、自分自身の活動を延ばすことしかしない。被用者は彼の掌中の一道具 un instrument じゃきない。それ故、被用者が行為するとき、全ではあたかも使用者自身が行為するかのように起る。Chironi (*Colpa extracontractuelle*, t. I, nos 156 et s.) が確認しているように、第三者に關しては、使用者と被用者の眞実の混同が

フランス法における一般的表見理論との関係における表見委任制度 (一)

ある。従つて、第三著述によれば、被用者の行為は使用者の行為である。『使用者の行為は使用者自身の行為だ』と、すでに Donat (Loix civiles, L.I, t. XVI, sect. III, I, cité par H. L. et J. Mazeaud, op. cit., t. II, 2^e édit, n° 483.) は書いてゐる。……M. Teisseire (*Essai d'une théorie générale sur le fondement de la responsabilité civile*(thèse, Aix, 1901), p. 256) は、非常に適切に次のようにならべる。『第三著者に対し、被用者の行為は完全に使用者の行為であり、これが人の行為は同一線上に置かれる。』……同じ觀念が、使用者は被用者の保証人だと言つたことによつて、少し違つた形で表現されている。……しかしながら、保証人はいゝでは議論する利益がない。何となれば一方で、保証人の義務は使用者の責任を負つてゐる。……当然もたらす理由と非常に違つた理由によつて根拠付けられ、他方で、自分の意思と無関係に拘束される保証人はないからと明確に述べることによつて、MM. H. et L. Mazeaud は、保証よりもむしろ代理、代位のことを話すのを好む。それ故、この保証人は非常に特別な保証人といへるに違ひはない。……(このよつて)使用者は被用者の身代りであるから、被用者が自身が責任を負う場合しか、使用者は責任を負わざれ得ない。これが、被害者が使用者の *la faute* を證明せねばならぬ理由である。しかし、被害者がこの立証をした以上は、使用者は、もはや如何なる反証によつてもその補償の義務を逃れ得ない。實際、被用者の *la faute* は使用者自身のものである。即ち、使用者に対して彼自身の *une faute* が證明されたかのようだ。全ては起るのである。かよつてして、一二八四条七項が、*faute* の不存在を立証して責任を免れるのを許すところの者の中に、使用者が記載されていないことが、説明される。使用者は、使用者の従属下に置かれたときしか、使用者の延長となり得ぬ。それ故、判例は、使用・被用の關係を示すために、命令を与える権利に注目し、被用者がその職務の執行において独立独行でないことを必要としている。……更に、混同のことを話し得るためには、被用者の行為が、彼が使用されている職務内において行われたのでなければならぬ。これが、正しく、一二八四条五項により確立されてゐる準則である。……

この判決は、使用者責任について以上の説明を容認した。……この問題に与えられた實際上の注意の結果を示す最新の判決は、Poitiers, 12 mai 1960, D. 1960, 658 et note Esmein, S. 1961, 89 et note Meurisse. である(本判決は、補足としてはあるが、使用者によつて選択上の *une faute* の可能性を呼ぶ起つてゐる)。ベルギー國破殿院は、一九三七年十二月六日より、次のような原則を確立した。即ち、使用者が責に任ゆるば、『被用者が、使用者の延長である、使用者の代理人agent やあるとみなせねば』からであつ(Pas, 1937, 1, 370 et concl. Sartini van den Kerckhove, Rev. gén. ass. et resp. (belge), 1938, n° 2598; van Ryn, Chr. de juris, et de légis., La belgique judiciaire, 1939, p. 351.)。他方、フランス國破殿院は、次のように確認した。『本來が *faute* の推定を列挙したまゝにしたがふ人々に明かにして』ものである(Civ. 2^e civ. 15 fév. 1956, D. 1956, 410 et note Blanc, S. 1956, 8, J.C.P. 1956, II, 9564 et note Rodière.)。

説

論

しかし、フランス國破壊院は、この理論的問題を一刀両断に解決しようとした時にやれども、特にやれども、この問題は、使用者責任の基礎そのものとなるべきだといふ。」(H. et L. Mazeaud et A. Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle*, 1965, p. 1007-1012.)

(25) P. Lescot, op. cit., n° 14.

(26) M. Jacques Léauté, op. cit., p. 303. 「数人の労働者特に MM. H. et L. Mazeaud, *Traité de la responsabilité*, 3^e éd., t. I, p. 914. が、このもとへた拡張を主張した。M. Flour, *Les rapports de commettant à préposé*, Paris, 1933, p. 349. が、この仮定における III 八四条五項の適用範囲を、第三回者が、被用者は正常な職務内に留まつてゐる場合に制限すべきと提案した。その上、彼は、使用者は une faute を犯したのでなければならぬと述べた。しかし、裁判所は、この faute の立証を一般的に要求しなど。この使用者責任の拡張は表見理論の適用であつたことはみなやむを Josserand, *Cours droit civil positif*, t. 11, n° 512.)」(Ibid, note 5.)

(27) Ibid, p. 303-304.

(28) P. Lescot, op. cit., n° 14. V. aussi D. Bastian, note sous Cass. req., 8 mai 1940, J.C.P. 1941, II, 1610.

(29) M. Jacques Léauté, op. cit., p. 304. V. aussi J. Calais-Auloy, note sous Cass. plén. civ., 13 décembre 1962, pré-cité; P. Esmein, ibid. が、トルコにおける使用者責任について、国井和哉・「トルコにおける使用者責任論」・該大法學・十九年・一九七一年・一頁以下参照。

(未記)